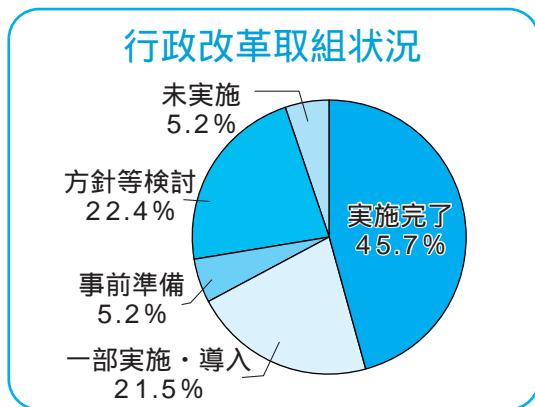


# 伯耆町行政改革大綱実施計画

## 「伯耆町集中改革プラン2005」の取組み状況

伯耆町では、平成十七年二月に「伯耆町行政改革大綱2005」と、平成十七年度から平成二十一年度までの5年間の実施計画「伯耆町集中改革プラン2005」を策定し、行政全般にわたる改革を積極的に取り組んでいます。

この集中改革プランの平成十九年度前期までの取組み状況をお知らせします。



### 【主な取組み状況】

#### 一 住民との協働の推進

住民自治を拡充し、住民が主役となるまちづくりを進めています。

▼協働のまちづくり指針を策定し、地方分権を生かしたまちづくりを推進しました。

▼ほうきまちづくり塾を継続開催し、協働のまちづくりを担う地域リーダーの育成をしています。

#### 二 多様で質の高いサービスの提供

サービスの迅速で、より住民の利便性の高いものにするともに、地方分権を活かした新たなサービスの展開をします。

▼ケーブルテレビを地上波デジタル放送へ対応しました。  
▼広報誌・ケーブルテレビ・インターネット等を有効的に利用した行政情報の発信体制の整備と提供を行いました。

#### 三 効果的かつ効率的な事務事業の実施

事務事業をその目的適合性や費用対効果の視点から見直し、経営効率の改善を図ります。

▼指定管理者制度を十八の公共施設で導入し、今後導入可能な施設で随時導入するなど民間委託を推進します。

▼軟質プラスチックの分別回収を開始し、月平均十五トンの可燃ごみを減量しました。

#### 四 健全な財政基盤の確立

財政構造の改革を行い、計画的で効率的な財政運営に努めています。

▼補助金の交付の基本方針を決定し、補助金の見直しを実施しました。

▼選挙の投票所を二十六から十五投票所へ見直しました。  
▼職員給与を平均3・83パーセントカットしました。  
▼伯耆町財政の健全化を図るために経常経費比率を平成十八年度決算で2・2パーセント削減しました。

#### 五 行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構づくり

行政の担うべき役割を明確にして、その役割に応じた簡素で効率的な組織へ転換を図ります。

▼重点課題解決のために企業誘致、滞納徴収、地域支援のプロジェクト事務局を設置しました。

▼伯耆町定員管理計画を策定し、伯耆町の適正な職員定数を定め、年次の職員削減を図っています。

#### 【進捗状況の公表】

伯耆町ホームページに進捗項目別の進捗状況を公表していますのでご覧ください。

<http://www.houki-town.jp>

【問合せ先】自治振興課 政策管理室 ☎ 68-4212

## 平成20年度から町税の納期が変わります

近年、雇用情勢の変化による退職や就職などの異動に伴う住民税の特別徴収（事業主が給与から天引きする制度）から普通徴収（納税者が納付書により直接納付する制度）への切替え、社会保険から国民健康保険への切替えなどの税および国保など社会保険の制度替えの手続きや納付方法の変更も頻繁に生じる機会が多くなっています。また、平成19年度から税源移譲により町県民税が増額になっており、納税負担感が強まっています。

このため、現行の納付回数を増やすことで、1納期当りの納税負担感を軽減するとともに、住民税の徴収制度の変更や社会保険制度の変更に柔軟に対応するため、町税の納期を変更することとしました。

### 平成20年度以降の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町 県 民 税			1期		2期			3期		4期		5期
固 定 資 産 税		1期		2期		3期			4期			
軽 自 動 車 税		1期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

町県民税：4期→5期（3月が新たに納付月となります）

固定資産税：変更ありません

軽自動車税：納付月が4月から5月になります。

国民健康保険税：8期→10期（7月と12月が新たに納付月となります）

【問合せ先】住民生活課 税務室 ☎ 68-3114

## 一般家庭からの直接搬入ごみが有料化になります

個人で直接焼却場へ搬入するごみについては、これまで無料で処理をしていましたが、平成20年4月1日から手数料を徴収します。

近年、南部町および伯耆町の各処理場で、一般家庭から直接搬入されるごみ（特に剪定木）が多くなっています。

この処理に通常のごみに比べ多くの労力を費やしているため、搬入者に相応の負担を求めるものです。

### 直接搬入手数料

重量	手数料
50kg未満	100円
50kg以上60kg未満	120円
60kg以上70kg未満	140円
70kg以上80kg未満	160円
80kg以上90kg未満	180円
90kg以上100kg未満	200円
100kg以上	10kg増すごとに20円を加算する

【例】

- ・搬入量が40kgの場合・・・100円
- ・搬入量が200kgの場合・・・400円

100kg未満の部分 200円・・・①  
 100kg以上の部分 100kg÷10kg×20円=200円・・・②  
 合計 (①+②) 400円

【問合せ先】住民生活課 生活環境室 ☎ 68-3115